

令和5年10月6日  
国 税 庁

「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の一部改正（案）については、令和5年8月1日から令和5年8月31日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、27通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙1のとおりです。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、原案から一部修正を行っておりますので、別紙2のとおり公表いたします（別紙2のうち、アンダーラインを付した部分が改正部分となります。）。

御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	27通
○ 郵便等によるもの	0通
合 計	27通

（注）御意見の一覧については、財務省地下1階（東京都千代田区霞が関3-1-1）の閲覧窓口にて閲覧することができます。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
通達改正の趣旨等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なぜ見直しを行ったのか。</li> </ul>	<p>評価会社の発行済株式数や資本金等の額などによっては、記載方法等の定めに従い、表示単位未満の金額を切り捨てることにより、評価明細書の各欄に記載することとなる金額が0となる場合があります。このような場合、評価明細書の作成上、評価額等が算出されず、今回の見直しの対象とした記載欄（以下「当該欄」といいます。）の端数処理や金額の記載方法などに疑義が生じるがありました。</p> <p>そこで、別紙2のとおり、記載方法等の見直しなどを行い、表示単位未満の金額に係る端数処理の取扱いを明確化することとしたものです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 見直し後の評価額は時価として適正なのか。</li> </ul>	<p>評価通達に定める評価方法は、過去の裁判例等において、取引相場のない株式につき実情等を踏まえたものとして一般的な合理性を有するものとされており、当該評価方法により評価した金額は、特別の事情がない限り、時価として適正なものとされてきたところです。</p> <p>今回の見直しは、上記のとおり、端数処理の取扱いを明確化するものであって、当該評価方法を改めるものではないため、この見直し後においても、当該評価方法により評価した金額は時価として適正なものと考えられます。</p>
具体的な計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分数又は小数のいずれかに限定すべきでないか。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、上記のとおり、評価明細書の作成上、表示単位未満の金額に係る端数処理の方法などに疑義が生じているため、端数処理の取扱いを明確化し、当該欄の金額の記載方法を明らかにするものです。</p> <p>当該欄の金額については、評価額の計算過程におけるものであることからすれば、端数を切り捨てない分数による記載が最も合理的なものと考えられます。しかしながら、当該欄については、これまで分数により表記することとしていないことから、この記載欄の変更に伴う影響が想定されるところです。そこで、その影響等を勘案し、評価明細書作成の</p>

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		便宜を図る観点から、分数による記載を原則としつつ、小数による記載も選択できることとしたものです。
	● 分数と整数の計算をする場合は、小数に直して計算するのか。	御意見の場合には、あえて分数を小数に直して計算する必要はなく、分数のまま計算します。 なお、評価明細書における具体的な記載方法については、資産評価企画官情報を発出し、国税庁ホームページに掲載することを予定しています。
	● 小数を選択した場合の小数点以下の桁数をあらかじめ定めることはできないか。	当該欄の金額を小数により記載する場合は、端数を切り捨てることにより、当該欄に記載する金額が0とならないよう、別紙2のとおり、小数点以下の金額のうち発行済株式数の桁数に相当する数の位未満の端数を切り捨てることとしています。 御意見のとおり、小数点以下の桁数をあらかじめ定めることとすれば、現行の取扱いと同様の事象が生じることとなるため、今回の見直しの趣旨を踏まえ、原案のとおりとします。
	● 小数点以下の桁数が多くなり過ぎるのではないか。	当該欄の金額を小数により記載する場合は、別紙2のとおり、小数点以下の金額のうち発行済株式数の桁数に相当する数の位未満の端数を切り捨てることとしていますので、小数点以下の桁数が発行済株式数の桁数を超えることはありません。
	● 小数を選択した場合の端数処理を行う桁数について、自己株式がある場合は、発行済株式数から自己株式数を控除した数の桁数を基準にしてはどうか。	御意見を踏まえ修正します。
記載方法等の記載ぶりについて	● 記載方法等について、もっと分かりやすくしてほしい。	御意見を踏まえ、各表の記載方法等に記載していた端数処理の取扱いを集約して記載するとともに、当該欄の金額を小数により記載する場合における端数処理に関する記載ぶりを変更するなど、別紙2のとおり、所要の修正を行います。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
評価明細書の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価明細書の計算過程を記入する欄（計算式欄）については、計算誤りや計算過程を確認するため、同欄を削除せず、従来どおり設けるべきではないか。</li> </ul>	<p>今回の見直しにより、上記のとおり、当該欄に記載すべき金額が明確化される一方で、分数又は小数で記載する場合には、評価明細書の作成上、当該欄に記載する金額の桁数や文字数の増加など、記載方法の変更に伴う影響が想定されるところです。そこで、その影響等を勘案し、評価明細書作成の便宜を図る観点から、別紙2のとおり、各表の計算式等を構成する転記欄については記載を要しないよう評価明細書の様式を改訂することとしたものです。</p> <p>計算誤りや計算過程を確認するため、計算式欄を現行のままにすべきとの御意見であるところ、当該計算式等は存置しますので、その余白に適宜金額を記載し、計算誤り等を確認していただくこととして差し支えありません。</p>
類似業種比準方式の計算方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業種比準方式について、1株当たりの資本金等の額を50円として計算した上で、評価会社の1株当たりの株価を計算し、評価額を算出するのではなく、株価の総額を計算し、株式の取得割合を乗じて評価額を算出するよう見直しをしてはどうか。</li> </ul>	<p>類似業種の株価等は、業種目ごとに各標本会社の株価等の平均額に基づき算出していることから、特定の標本会社の株価等が、他の標本会社の株価等と比較し、著しく高い株価等となっている場合、当該特定の標本会社の株価等が、業種目の株価等に著しい影響を及ぼすこととなります。このような場合、当該特定の標本会社の個性が業種目の株価等に強く反映されることとなることから、このような影響を抑えるため、1株当たりの資本金等の額を50円として計算することとしています。</p> <p>また、この類似業種の利益金額等との比較可能性を担保するため、評価会社の利益金額等についても、1株当たりの資本金等の額を50円として計算することとしています。</p> <p>今回の見直しの趣旨は端数処理の取扱いの明確化であり、上記の類似業種の株価等の計算の意義、比較可能性等も考慮し、原案のとおりとします。</p>
その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表示単位未満の端数を切り捨てた後の金額が1を超える場合においても、同様に見直すべきではないか。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、上記のとおり、評価明細書の作成上、表示単位未満の金額に係る端数処理の方法などに疑義が生じているため、端数処理の</p>

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額の計算においても、分数表記を認めるよう見直すべきではないか。</li> </ul>	<p>取扱いを明確化することとしたものです。</p> <p>他方で、いただいた御意見については、端数処理の方法に関するものではあるものの、その取扱いが明らかであり、今回の見直しとはその趣旨を異にするものです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通達前文中の「194（合名会社等の出資の評価）」は、「194（持分会社の出資の評価）」に改めてはどうか。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p>

(参考) 今回の意見公募手続に付した「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の一部改正(案)の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	(電話)		本店の所在地				
代表者氏名			事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比	%
課税時期	年 月 日						
直前期	自 年 月 日 至 年 月 日						
<b>1. 株主及び評価方式の判定</b>				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。			
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数(株式の種類)株	②議決権数個	③議決権割合(②/④)%	株主の区分
		納税義務者					
							⑤の割合
							判定
							同族株主等(原則的評価方式等)
							同族株主等以外の株主(配当還元方式)
							「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。
				<b>2. 少数株式所有者の評価方式の判定</b>			
							項目
							氏名
							④役員
							である(原則的評価方式等)・でない(次の④へ)
							⑤納税義務者が中心な同族株主
							である(原則的評価方式等)・でない(次の⑤へ)
							⑥納税義務者以外に中心な同族株主(又は株主)
							がいる(配当還元方式)・いない(原則的評価方式等)
	自己株式						(氏名)
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			②		⑤ (②/④)	判定
	筆頭株主グループの議決権の合計数			③		⑥ (③/④)	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	④	100	

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名 \_\_\_\_\_

令和六年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

3. 会社の規模（Lの割合）の判定										
判 定 要 素	項 目		金 額		項 目		人 数			
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円		直前期末以前1年間 における従業員数		[従業員数の内訳] 〔継続勤務従業員数〕〔継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数〕 ( 時間) ( 人) + _____ 1,800時間		
	直前期末以前1年間 の取引金額		千円							
	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社(㊸)及び㊹は不要) 70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定					
判 定 基 準	㊸ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前 1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる 区分			会社規模とLの 割合（中会社） の区分		
	総資産価額（帳簿価額）		従業員数		取引金額					
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社		
	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90	中	
	20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満			
	2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75	会	
	4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満			
	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	社	
	2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満			
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
	・「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、㊸欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㊹欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定			中 会 社				小 会 社			
	大 会 社		L の 割 合							
			0.90	0.75	0.60					
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

令和六年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である（該当） ・ でない（非該当）				
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素								
		第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額	判 定	該 当      非 該 当				
		円	銭	円	円	銭	円						
			0			0							
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である      ③の割合が50%未満である				
		総資産価額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式等保有割合 (②/①)							
		①	千円	②	千円	③	%	判 定	該 当      非 該 当				
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準					
		総資産価額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の⑤の金額)		土地保有割合 (⑤/④)						会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)	
		④		千円	⑤	千円	⑥	%	大 会 社 ・ 中 会 社 ・ 小 会 社				
		判 定 基 準		会社の規模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社)			
										・卸売業 20億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満	
										・小売・サービス業 15億円以上		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満	
										・上記以外の業種 15億円以上		・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
			⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満		
		判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4. 開業後3年未満の会社等	(1) 開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない					
		開業年月日	年	月	日	判 定		該 当      非 該 当					
(2) 比準要素数0の会社等	判 定 要 素	直前期末を基とした判定要素						判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である（該当） ・ でない（非該当）				
		第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>1</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額	第4表の⑥ <sub>2</sub> の金額						
		円	銭	円	円	円	円	判 定	該 当      非 該 当				
	0												
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定					
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当      非 該 当			
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等		5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社	
		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。											

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の㉔の記載がある場合のその金額)	
	①		円	②	円	
	③		円			
	1株当たりの株式の価額		1株当たりの純資産価額の算定方法			1株当たりの価額
1株当たりの株式の価額の計算	区分	1株当たりの純資産価額の算定方法			1株当たりの価額	
	大会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額			④ 円	
	中会社の株式の価額	$(\text{①と②とのいずれか低い方の金額} \times L \text{の割合}) + (\text{②の金額} (\text{③の金額があるときは③の金額}) \times (1 - L \text{の割合}))$			⑤ 円	
小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ $(\text{①の金額} \times 0.50) + (\text{イの金額} \times 0.50)$			⑥ 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	
		$(\text{④、⑤又は⑥の金額})$	円	銭	⑦ 円	
		$(\text{④、⑤又は⑥の金額}) + (\text{⑦があるときは⑦の金額})$	円	株	⑧ 円	
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	
	⑨		千円	⑩ 株	⑪ 株	
	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(⑨÷50円)				⑫ 株	
	1株当たりの資本金等の額(⑨÷(⑩-⑪))				⑬ 円	
直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額(⑭-⑮)	年平均配当金額	
	直前期	千円	千円	⑰ 千円	⑱ (⑰+⑯)÷2 千円	
	直前々期	千円	千円	⑲ 千円		
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑱の金額) ÷ ⑫の株式数 = ⑲			円 銭	
配当還元価額		$\frac{\text{⑲の金額}}{10\%} \times \frac{\text{⑬の金額}}{50\text{円}} =$			⑳ 円	
					㉑ 円	
3 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額	源泉徴収されるべき所得税相当額	⑳ 円 銭		
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑳ (配当還元方式の場合は㉑)の金額	割当株式1株当たりの払込金額	㉒ 円		
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	㉓ (配当還元方式の場合は㉑)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉔ 円	
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	㉕ (配当還元方式の場合は㉑)の金額			㉖ 円	
4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)						
				株式の評価額	円	
				株式に関する権利の評価額	円 (円 銭)	

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

令和六年一月一日以降用

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)				
		①	千円	②	株	③	株	④	円	⑤	株			
2. 比準要素等の金額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
		事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額		⑨ $\frac{⑥}{⑤}$		⑩ 円		銭		
		直前期	千円	千円	千円	⑪ $(⑦+⑧) \div 2$ 千円		⑩ $\frac{⑩}{⑤}$		⑫ 円		銭		
		直前々期	千円	千円	千円									
		直前々期の前期	千円	千円	千円	⑬ $(⑧+⑨) \div 2$ 千円				1株(50円)当たりの年配当金額(⑬)の金額				
	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	⑭ 法人税の課税所得金額	⑮ 非経常的な利益金額	⑯ 受取配当等の益金不算入額	⑰ 左の所得税額	⑱ 損算入した繰越欠損金の控除額	⑲ 差引利益金額 (⑭-⑮+⑯-⑰+⑱)		⑳ $\frac{⑲}{⑤}$ 又は $\frac{⑲+⑳}{⑤}$		㉑ 円			
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	㉒ 千円		㉓ 又は $\frac{㉒+㉓}{⑤}$		㉔ 円			
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	㉕ 千円				1株(50円)当たりの年利益金額 (㉖)の金額			
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	㉖ 千円		㉗ 又は $\frac{㉖+㉗}{⑤}$		㉘ 円			
	3. 類似業種の比準価額の計算	直前期末(直前々期末)の純資産価額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
		事業年度	㉙ 資本金等の額		㉚ 利益積立金額		㉛ 純資産価額 (㉙+㉚)		㉜ $\frac{㉛}{⑤}$		㉝ 円			
直前期		千円		千円		千円		㉞ 又は $\frac{㉞+㉟}{⑤}$		㉟ 円				
直前々期		千円		千円		千円		㉟		1株(50円)当たりの純資産価額(㊱)の金額				
3. 類似業種の比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号	(No. )		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額				
		課税時期の属する月	月	①		円	評議会	② 円	銭	③	円	円	※	
		課税時期の属する月の前月	月	②		円	類似業種	B	円	銭	C	円	円	※
		課税時期の属する月の前々月	月	③		円	要素別比準割合	$\frac{②}{B}$	.	$\frac{③}{C}$	.	$\frac{④}{D}$	.	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		前年平均株価	円	④		円	比準割合	$\frac{②}{B} + \frac{③}{C} + \frac{④}{D} = ⑤$			⑥ 円	銭		
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価	円	⑤		円	比準割合	$\frac{②}{B} + \frac{③}{C} + \frac{④}{D} = ⑤$			⑥ 円	銭	0	
	A(①、②、③、④及び⑤のうち最も低いもの)	円	⑥	円										
	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号	(No. )		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額				
		課税時期の属する月	月	⑦		円	評議会	⑧ 円	銭	⑨	円	円	※	
		課税時期の属する月の前月	月	⑧		円	類似業種	B	円	銭	C	円	円	※
		課税時期の属する月の前々月	月	⑨		円	要素別比準割合	$\frac{⑧}{B}$	.	$\frac{⑨}{C}$	.	$\frac{⑩}{D}$	.	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		前年平均株価	円	⑩		円	比準割合	$\frac{⑧}{B} + \frac{⑨}{C} + \frac{⑩}{D} = ⑪$			⑫ 円	銭		
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		円	⑪	円		比準割合	$\frac{⑧}{B} + \frac{⑨}{C} + \frac{⑩}{D} = ⑪$			⑫ 円	銭	0		
A(⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪のうち最も低いもの)	円	⑫	円											
計算	1株当たりの比準価額		比準価額 (⑫と⑬とのいずれか低い方の金額) × $\frac{④の金額}{50円}$						⑭ 円					
	比準価額	1株当たりの配当金額 (⑮の金額) - 円 銭						修正比準価額						
	修正	比準価額 (⑯の金額) + $(\frac{⑰}{⑱} \text{があるときは} \frac{⑲}{⑳} \text{の金額}) +$ 円 銭 × 株 ÷ (1株+ 株)						修正比準価額 円						



第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の②⑥、②⑦又は②⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の①①の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の①②の記載がある場合のその金額)	令和六年				
		①	円	②	円	③	円			
1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額				
		比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)			④	円			
		株式等保有特定会社の株式	(第8表の②⑦の金額)			⑤	円			
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥	円			
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦	円			
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧	円				
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦ 又は⑧の金額	1株当たりの配当金額 -	修正後の株式の価額	⑨	円			
		課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦又は⑧ ⑨があるときは⑨の金額	割当株式1株当たりの払込金額 × 1株当たりの割当株式数	修正後の株式の価額	⑩	円			
	2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪	直前期末の発行済株式数 ⑫	直前期末の自己株式数 ⑬	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50円) ⑭	1株当たりの資本金等の額 (⑪ ÷ (⑫ - ⑬)) ⑮	円		
		直前期末以前2年間の配当金額	事業年度 ⑯年配当金額	⑰	左のうち非経常的な配当金額	⑱	差引経常的な年配当金額 (⑰ - ⑱)	年平均配当金額 ⑲ (⑰ + ⑱) ÷ 2	千円	
直前期		千円		千円	⑰	千円				
直前々期		千円		千円	⑱	千円				
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額 (⑲の金額) ÷ ⑭の株式数 = ⑳				円	銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額	⑳の金額 × ⑮の金額 ÷ 10% × 50円 = ㉑				円	銭	㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。			
3. 株式に関する権利の価額	(1. 及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭)	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)	㉓	円	銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)		
		株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額	割当株式1株当たりの払込金額 円	㉔	円			株式の評価額	
		株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕	円				円 (円 銭)
		株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉖	円				株式に関する権利の評価額

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

令和六年一月一日以降用

1	受取配当金等 收受割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等收受割合 (①÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て			
		受取配当金等の額		千円	千円		① 千円		
		営業利益の金額		千円	千円		② 千円		
	S1	B-bの金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表のB)		bの金額 (③×c)	B-bの金額 (③-④)	/		
③ 円 銭			④ 円 銭	⑤ 円 銭	⑥ 円 銭				
C-cの金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表のC)		cの金額 (⑥×c)	C-cの金額 (⑥-⑦)	⑧ 円				
	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円						
金	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純資産価額(第4表のD)	直前期末の株式等の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))				
		⑨ 円	⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 円				
	(ロ)の金額	利益積立金額(第4表の⑬の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑮の株式数)		(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×⑮				
		⑬ 千円	⑭ 株	⑮ 円					
⑯-aの金額	aの金額 (⑫+⑮)	⑯-aの金額 (⑨-⑯)	(注) 1 cの割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、⑯の金額(⑨の金額)を上限とします。						
	⑯ 円	⑰ 円							
(類)業種	1株(50円)当たり株の標準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額	
		課税時期の属する月	月 ⑱ 円	評 価 社	(⑤) 円 銭	(⑧) 円	(⑰) 円	※ ⑱ × ⑲ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)	
		課税時期の属する月の前月	月 ⑳ 円	類 似 種	B 円 銭	C 円	D 円		
		課税時期の属する月の前々月	月 ㉑ 円	要 素 別 比 準 割 合	(⑤) / B	(⑧) / C	(⑰) / D		
		前年平均株価	㉒ 円	比 準 割 合	(⑤ + ⑧ + ⑰) / 3 = ⑲				⑳ 円 銭
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉓ 円	比 準 割 合				㉔ 円 銭		
	標準価額の修正	1株当たりの標準価額	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額
			課税時期の属する月	月 ㉕ 円	評 価 社	(⑤) 円 銭	(⑧) 円	(⑰) 円	※ ㉕ × ㉖ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
			課税時期の属する月の前月	月 ㉖ 円	類 似 種	B 円 銭	C 円	D 円	
			課税時期の属する月の前々月	月 ㉗ 円	要 素 別 比 準 割 合	(⑤) / B	(⑧) / C	(⑰) / D	
前年平均株価			㉘ 円	比 準 割 合	(⑤ + ⑧ + ⑰) / 3 = ㉙			㉚ 円 銭	
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉛ 円	比 準 割 合				㉜ 円 銭			
算	標準価額の修正	1株当たりの標準価額				比準価額 × 第4表の④の金額 / 50円		㉝ 円	
		比準価額 (㉜の金額)		1株当たりの配当金額		修正標準価額		㉞ 円	
		比準価額 (㉜(㉞)があるときは㉞)の金額		割当株式1株当たりの払込金額		1株当たりの割当株式数又は交付株式数		修正標準価額 ㉟ 円	

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

純資産価額 (相続税評価額)	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の 合計額 (第5表の㉑の金額)		差 引 (①-②)		
	①	千円	②	千円	③	千円	
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㉒+ (㉓-㉔) の金額)(注)		差 引 (④-⑤)		
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円	
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)		
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円	
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の㉓及び㉔の金額に株式等 以外の資産に係る金額が含まれている 場合には、その金額を除いて計算 します。		
	⑩	株	⑪	円			
	1株当たりのS <sub>1</sub> の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の㉕、㉖又は㉗の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
			⑫	円	⑬		
1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の計算	区 分		1株当たりのS <sub>1</sub> の金額の算定方法			1株当たりのS <sub>1</sub> の金額	
	比準要素数1である会社のS <sub>1</sub> の金額		次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)			⑭	円
	上大会社のS <sub>1</sub> の金額以外	大会社のS <sub>1</sub> の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額			⑮	円
		中会社のS <sub>1</sub> の金額	(⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 × Lの割合) + (⑬の金額 × (1 - Lの割合)) 0. 0.			⑯	円
	小会社のS <sub>1</sub> の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)			⑰	円	
S <sub>2</sub> の金額	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表の㉑の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㉒+ (㉓-㉔) の金額)(注)		株式等に係る評価差額 に相当する金額 (⑱-⑲)		
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円	
	S <sub>2</sub> の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の 発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S <sub>2</sub> の金額 (㉒÷㉓)		
	㉒	千円	㉓	株	㉔	円	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S <sub>1</sub> の金額とS <sub>2</sub> の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰) + ㉔)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額)	
		㉕	円	㉖	円	㉗	円

## 取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等

取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び持分会社の出資等並びにこれらに関する権利の価額を評価するために使用します。

なお、この明細書は、第1表の1及び第1表の2で納税義務者である株主の態様の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社に該当するかどうかの判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。

また、この明細書は、各表の記載方法等に定めるところにより記載するものとし、各欄の金額は、各表の記載方法等に定めがあるものを除き、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します。

(注) 1 各欄の金額の記載に当たっては、上記に定めるもののほか、次のことに留意してください。

(1) 各欄の金額のうち、他の欄から転記するものについては、転記元のコラムの金額をそのまま記載します。

(2) 各欄の金額のうち、各表の記載方法等において、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合に、次のイ又はロ（各表の記載方法等には、これらを区分して表記しています。）により記載することとされているものについては、当該端数を切り捨てず、分数により記載します。ただし、納税義務者の選択により、当該金額については、小数により記載することができます。

当該金額を小数により記載する場合には、小数点以下の金額のうち、次のイ又はロの区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる株式数の桁数に相当する数の位未満の端数を切り捨てたものを当該各欄に記載します（端数処理の例参照）。

イ 分数等（課税時期基準）

課税時期現在の発行済株式数（第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」の「評価会社の発行済株式又は議決権の総数」欄の①の株式数（評価会社が課税時期において自己株式を有する場合には、その自己株式の数を控除したもの）をいいます。）

ロ 分数等（直前期末基準）

直前期末の発行済株式数（第4表の「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の「直前期末の発行済株式数」欄の②の株式数（評価会社が直前期末において自己株式を有する場合には、その自己株式の数を控除したもの）をいいます。）

(端数処理の例) 第4表の④の金額を計算する場合

1. 1株当たりの資本金 等の額等の計算	直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))
	① 千円	② 株	③ 株	④ 円
	3,000	4,500,000	0	0.6666666

④の金額の計算  $3,000 \text{ 千円} \div (4,500,000 \text{ 株} - 0 \text{ 株}) = 0.6666666\overline{66}$

この場合、発行済株式数 (②-③) = 4,500,000 株) が7桁であるため、その桁数 (小数点以下7位) 未満の端数を切り捨てた金額を④の金額として記載します。

- 2 評価会社が一般の評価会社(特定の評価会社に該当しない会社をいいます。)である場合には、第6表以下を記載する必要はありません。
- 3 評価会社が「清算中の会社」に該当する場合には、適宜の様式により計算根拠等を示してください。

## 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

1 この表は、評価上の株主の区分及び評価方式の判定に使用します。評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合には、「1. 株主及び評価方式の判定」欄及び「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄を記載する必要はありません。

なお、この表のそれぞれの「判定基準」欄及び「判定」欄は、該当する文字を○で囲んで表示します。

2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、評価会社の事業内容を具体的に記載します。「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載します（類似業種比準価額を計算しない場合は省略しても差し支えありません。）。「取引金額の構成比」欄には、評価会社の取引金額全体に占める事業別の構成比を記載します。

(注) 「取引金額」は直前期末以前1年間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）をいいます。

3 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）」の各欄は、次により記載します。

(1) 「氏名又は名称」欄には、納税義務者が同族株主等の原則的評価方式等（配当還元方式以外の評価方式をいいます。）を適用する株主に該当するかどうかを判定するために必要な納税義務者の属する同族関係者グループ（株主の1人とその同族関係者のグループをいいます。）の株主の氏名又は名称を記載します。

この場合における同族関係者とは、株主の1人とその配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族等をいいます（付表「同族関係者の範囲等」参照）。

(2) 「続柄」欄には、納税義務者との続柄を記載します。

(3) 「会社における役職名」欄には、課税時期又は法定申告期限における役職名を、社長、代表取締役、副社長、専務、常務、会計参与、監査役等と具体的に記載します。

(4) 「㊦ 株式数（株式の種類）」の各欄には、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載します（評価会社が会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式（以下「種類株式」といいます。）を発行している場合には、次の(5)のニにより記載します。なお、評価会社が種類株式を発行していない場合には、株式の種類を省略しても差し支えありません。）。

「㊧ 議決権数」の各欄には、各株式数に応じた議決権数（個）を記載します（議決権数は㊦株式数÷1単元の株式数により計算し、1単元の株式数に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。なお、会社法第188条に規定する単元株制度を採用していない会社は、1株式＝1議決権となります。）。

「㊨ 議決権割合（㊧／㊦）」の各欄には、評価会社の議決権の総数（㊦欄の議決権の総数）に占める議決権数（それぞれの株主の㊧欄の議決権数）の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します（「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数（㊩（㊧／㊦）」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数（㊪（㊧／㊦）」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある場合には、1%未満の端数を切り上げて「51%」と記載します。）。

(5) 次に掲げる場合には、それぞれ次によります。

イ 相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人及び包括受遺者の間において分割されていない場合

「㉔ 株式数 (株式の種類)」欄には、納税義務者が有する株式 (未分割の株式を除きます。)の株式数の上部に、未分割の株式の株式数を㉔と表示の上、外書で記載し、納税義務者が有する株式の株式数に未分割の株式の株式数を加算した数に応じた議決権数を「㉕ 議決権数」に記載します。また、「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数 (㉖ (㉔/㉕))」欄には、納税義務者の属する同族関係者グループが有する実際の議決権数 (未分割の株式に応じた議決権数を含みます。) を記載します。

ロ 評価会社の株主のうち会社法第308条第1項の規定によりその株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合

「氏名又は名称」欄には、その会社の名称を記載します。

「㉔ 株式数 (株式の種類)」欄には、議決権を有しないこととされる会社が有する株式数を㉕と表示の上、記載し、「㉕ 議決権数」欄及び「㉖ 議決権割合 (㉕/㉔)」欄は、「-」で表示します。

ハ 評価会社が自己株式を有する場合

「㉔ 株式数 (株式の種類)」欄に会社法第113条第4項に規定する自己株式の数を記載します。

ニ 評価会社が種類株式を発行している場合

評価会社が種類株式を発行している場合には、次のとおり記載します。

「㉔ 株式数 (株式の種類)」欄の各欄には、納税義務者が有する株式の種類ごとに記載するものとし、上段に株式数を、下段に株式の種類を記載します (記載例参照)。

「㉕ 議決権数」の各欄には、株式の種類に応じた議決権数を記載します (議決権数は㉔株式数÷その株式の種類に応じた1単元の株式数により算定し、1単元に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。)

「㉖ 議決権割合 (㉕/㉔)」の各欄には、評価会社の議決権の総数 (㉔欄の議決権の総数) に占める議決権数 (それぞれの株主の㉕欄の議決権数で、2種類以上の株式を所有している場合には、記載例のように、各株式に係る議決権数を合計した数) の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します (「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数 (㉖ (㉔/㉕))」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数 (㉗ (㉔/㉕))」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある場合には、1%未満の端数を切り上げて「51%」と記載します。)

(記載例)

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	㉔ 株式数 (株式の種類)	㉕ 議決権数	㉖ 議決権割合 (㉕/㉔)
財務 一郎	納税義務者	社長	株	個	}
			10,000,000 (普通株式)	10,000	
〃	〃	〃	2,000,000 (種類株式A)	4,000	

4 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定基準」欄及び「判定」欄の各欄は、該当する文字を○で囲んで表示します。

なお、「判定」欄において、「同族株主等」に該当した納税義務者のうち、議決権割合 (㉖の割合)

が5%未満である者については、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により評価方式の判定を行います。

また、評価会社の株主のうちに中小企業投資育成会社がある場合は、財産評価基本通達188-6（投資育成会社が株主である場合の同族株主等）の定めがありますので、留意してください。

5 「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、「判定要素」欄に掲げる項目の「㊟ 役員」、「㊤ 納税義務者が中心的な同族株主」及び「㊤ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）」の順に次により判定を行い、それぞれの該当する文字を○で囲んで表示します（「判定内容」欄の括弧内は、それぞれの項目の判定結果を表します。）。

なお、「役員」、「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」については、付表「同族関係者の範囲等」を参照してください。

- (1) 「㊟ 役員」欄は、納税義務者が課税時期において評価会社の役員である場合及び課税時期の翌日から法定申告期限までに役員となった場合に「である」とし、その他の者については「でない」として判定します。
- (2) 「㊤ 納税義務者が中心的な同族株主」欄は、納税義務者が中心的な同族株主に該当するかどうかの判定に使用しますので、納税義務者が同族株主のいない会社（⑥の割合が30%未満の場合）の株主である場合には、この欄の判定は必要ありません。
- (3) 「㊤ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）」欄は、納税義務者以外の株主の中に中心的な同族株主（納税義務者が同族株主のいない会社の株主である場合には、中心的な株主）がいるかどうかを判定し、中心的な同族株主又は中心的な株主がいる場合には、下段の氏名欄にその中心的な同族株主又は中心的な株主のうち1人の氏名を記載します。

## 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

1 「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」の「判定要素」の各欄は、次により記載します。なお、評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合及び「開業後3年未満の会社等」に該当する場合には、「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄を記載する必要はありません。

(1) 「直前期末の総資産価額（帳簿価額）」欄には、直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を記載します。

(注) 1 固定資産の減価償却累計額を間接法によって表示している場合には、各資産の帳簿価額の合計額から減価償却累計額を控除します。

2 売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金は控除しないことに留意してください。

3 前払費用、繰延資産、税効果会計の適用による繰延税金資産など、確定決算上の資産として計上されている資産は、帳簿価額の合計額に含めて記載します。

4 収用や特定の資産の買換え等の場合において、圧縮記帳引当金勘定に繰り入れた金額及び圧縮記帳積立金として積み立てた金額並びに翌事業年度以降に代替資産等を取得する予定であることから特別勘定に繰り入れた金額は、帳簿価額の合計額から控除しないことに留意してください。

(2) 「直前期末以前1年間における従業員数」欄には、直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除きます。以下「継続勤務従業員」といいます。）の数に、直前期末以前1年間

において評価会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除きます。）のその1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数(1,800時間)で除して求めた数を加算した数を記載します。

(注) 1 上記により計算した評価会社の従業員数が、例えば5.1人となる場合は従業員数「5人超」に、4.9人となる場合は従業員数「5人以下」に該当します。

2 従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条((使用人兼務役員とされない役員)第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる役員は含まないことに留意してください。

(3) 「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、直前期の事業上の収入金額(売上高)を記載します。この場合の事業上の収入金額とは、その会社の目的とする事業に係る収入金額(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)をいいます。

(注) 直前期の事業年度が1年未満であるときには、課税時期の直前期末以前1年間の実際の収入金額によることとなりますが、実際の収入金額を明確に区分することが困難な期間がある場合は、その期間の収入金額を月数あんで分して求めた金額によっても差し支えありません。

(4) 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定し、その取引金額のうちに2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定します。

(5) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、④欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と⑤欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

(注) 大会社及びLの割合が0.90の中会社の従業員数はいずれも「35人超」のため、この場合の④欄の区分は、「総資産価額(帳簿価額)」欄の区分によります。

2 「4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、次のような事項を記載します。

(1) 課税時期の直前期末以後における増(減)資に関する事項

例えば、増資については、次のように記載します。

増資年月日	令和〇年〇月〇日
増資金額	〇〇〇 千円
増資内容	1 : 0.5 (1株当たりの払込金額50円、株主割当)
増資後の資本金額	〇〇〇 千円

(2) 課税時期以前3年間における社名変更、増(減)資、事業年度の変更、合併及び転換社債型新株予約権付社債(財産評価基本通達197(4)に規定する転換社債型新株予約権付社債、以下「転換社債」といいます。)の発行状況に関する事項

(3) 種類株式に関する事項

例えば、種類株式の内容、発行年月日、発行株式数等を、次のように記載します。

種類株式の内容	議決権制限株式
発行年月日	令和〇年〇月〇日
発行株式数	〇〇〇〇〇株
発行価額	1株につき〇〇円(うち資本金に組み入れる金額〇〇円)
1単元の株式の数	〇〇〇株
議決権	〇〇の事項を除き、株主総会において議決権を有しない。

- |         |  |
|---------|--|
| 転換条項    | 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間は株主からの請求により普通株式への転換可能（当初の転換価額は〇〇円） |
| 償還条項    | なし   |
| 残余財産の分配 | 普通株主に先立ち、1株につき〇〇円を支払う。                                   |
- (4) 剰余金の配当の支払いに係る基準日及び効力発生日
- (5) 剰余金の配当のうち、資本金等の額の減少に伴うものの金額
- (6) その他評価上参考となる事項

## 第2表 特定の評価会社の判定の明細書

- 1 この表は、評価会社が特定の評価会社に該当するかどうかの判定に使用します。
- 評価会社が特定の評価会社に明らかに該当しないものと認められる場合には、記載する必要はありません。また、配当還元方式を適用する株主について、原則的評価方式等の計算を省略する場合（原則的評価方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合）には、記載する必要はありません。
- なお、この表のそれぞれの「判定基準」欄及び「判定」欄は、該当する文字を○で囲んで表示します。
- 2 「1. 比準要素数1の会社」欄は、次により記載します。
- なお、評価会社が「3. 土地保有特定会社」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。
- (1) 「判定要素」の「(1) 直前期末を基とした判定要素」及び「(2) 直前々期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載します。
- (2) 「判定基準」欄は、「(1) 直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2が0で、かつ、「(2) 直前々期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2以上が0の場合に、「である（該当）」を○で囲んで表示します。
- (注) 「(1) 直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素がいずれも0である場合は、「4. 開業後3年未満の会社等」欄の「(2) 比準要素数0の会社」に該当することに留意してください。
- 3 「2. 株式等保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」欄等には、課税時期における評価会社の各資産を財産評価基本通達の定めにより評価した金額（第5表の①の金額等）を記載します。ただし、1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算に当たって、第5表の記載方法等の2の(4)により直前期末における各資産及び各負債に基づいて計算を行っている場合には、当該直前期末において計算した第5表の当該各欄の金額により記載することになります（これらの場合、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社の判定時期と純資産価額及び株式等保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期を同一とすることに留意してください。）。
- なお、「2. 株式等保有特定会社」欄は、評価会社が「3. 土地保有特定会社」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には記載する必要はなく、「3. 土地保有特定会社」欄は、評価会社が「4. 開業後3年未満の会社等」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。
- (注) 「2. 株式等保有特定会社」の「株式等保有割合」欄の③の割合及び「3. 土地保有特定会社」

の「土地保有割合」欄の⑥の割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載します。

- 4 「4. 開業後3年未満の会社等」の「(2) 比準要素数0の会社」の「判定要素」の「直前期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額（第2表の「1. 比準要素数1の会社」の「判定要素」の「(1) 直前期末を基とした判定要素」の各欄の金額と同一となります。）を記載します。

なお、評価会社が「(1) 開業後3年未満の会社」に該当する場合には、「(2) 比準要素数0の会社」の各欄は記載する必要はありません。

また、評価会社が「5. 開業前又は休業中の会社」又は「6. 清算中の会社」に該当する場合には、「4. 開業後3年未満の会社等」の各欄は、記載する必要はありません。

- 5 「5. 開業前又は休業中の会社」の各欄は、評価会社が「6. 清算中の会社」に該当する場合には、記載する必要はありません。

### 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

- 1 この表は、一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します（特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。）。

- 2 「1. 原則的評価方式による価額」の各欄は、次により記載します。

(1) 「1株当たりの価額の計算」欄の⑤及び⑥の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

(2) 「株式の価額の修正」の各欄は、次により記載します。

イ 「課税時期において配当期待権の発生している場合」欄の⑦及び「課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合」欄の⑧の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

ロ 「1株当たりの割当株式数」及び「1株当たりの割当株式数又は交付株式数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載します。

- 3 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。

(1) 「1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等」の各欄は、次により記載します。

イ 「直前期末の資本金等の額」欄の⑨の金額は、法人税申告書別表五（一）（（利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書））（以下「別表五（一）」といいます。）の「差引翌期首現在資本金等の額」の「差引合計額」欄の金額を記載します。

ロ 「1株当たりの資本金等の額」欄の⑩の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。

(2) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、評価会社の年配当金額の総額を基に、第4表の記載方法等の3の(1)に準じて記載します。

(3) 「配当還元価額」の各欄は、次により記載します。

イ ⑩の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直

前期末基準)により記載します。

ロ ⑳の金額の記載に当たっては、原則的評価方式により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合には、「1. 原則的評価方式による価額」欄の計算を省略しても差し支えありません。

4 「3. 株式に関する権利の価額」欄の㉑及び㉒の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

5 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」の各欄は、次により記載します。

(1) 「株式の評価額」欄には、「①」欄から「㉑」欄までにより計算したその株式の価額を記載します。

(2) 「株式に関する権利の評価額」欄には、「㉑」欄から「㉒」欄までにより計算した株式に関する権利の価額を記載します。

なお、株式に関する権利が複数発生している場合には、それぞれの金額ごとに別に記載します(配当期待権の価額は、円単位で円未満2位（銭単位）により記載します。)

#### 第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

1 この表は、評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

2 「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の「1株当たりの資本金等の額」欄の④の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。

3 「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「1株（50円）当たりの年配当金額」の「直前期末以前2（3）年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の剰余金の配当金額を基に次により記載します。

イ 「⑥ 年配当金額」欄には、各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除きます。）の金額を記載します。

ロ 「⑦ 左のうち非経常的な配当金額」欄には、剰余金の配当金額の算定の基となった配当金額のうち、特別配当、記念配当等の名称による配当金額で、将来、每期継続することが予想できない金額を記載します。

ハ 「直前期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、直前期末以前1年間に対応する期間に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額の総額を記載します。

なお、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄についても、これに準じて記載します。

(2) 「1株（50円）当たりの年配当金額」の「⑧」欄は、「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の「⑧」欄の金額を記載します。

(3) 「1株（50円）当たりの年利益金額」の「直前期末以前2（3）年間の利益金額」欄は、次により記載します。

イ 「⑫ 非経常的な利益金額」欄には、固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を記載します。この場合、非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額（負数の場合は0）とします。

ロ 「直前期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、直前期末以前1年間に対応する期間の利益の金額を記載します。この場合、実際の事業年度に係る利益の金額をあん分

する必要があるときは、月数により行います。

なお、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄についても、これに準じて記載します。

- (4) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の㉑欄及び㉒欄は、それぞれ次により記載します。

イ ㉑欄は、㉓の金額(ただし、納税義務者の選択により、㉓の金額と㉔の金額との平均額によることができます。)を㉕の株式数で除した金額を記載します。

ロ ㉒欄は、㉔の金額(ただし、納税義務者の選択により、㉔の金額と㉓の金額との平均額によることができます。)を㉕の株式数で除した金額を記載します。

(注) 1 ㉑又は㉒の金額が負数のときは、0とします。

2 「直前々期の前期」の各欄は、上記のロの計算において、㉔の金額と㉓の金額との平均額によらない場合には記載する必要はありません。

- (5) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「㉑」欄には、㉓の金額を㉕の株式数で除した金額を記載します。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額 $((\text{㉓} + \text{㉔}) \div 2)$ を㉕の株式数で除した金額を㉑の金額とすることができます。

(注) ㉑の金額が負数のときは、0とします。

- (6) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「直前期末(直前々期末)の純資産価額」の「㉗ 資本金等の額」欄は、第3表の記載方法等の3の(1)のイに基づき記載します。また、「㉘ 利益積立金額」欄には、別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額」の「差引合計額」欄の金額を記載します。

- (7) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の㉙欄及び㉚欄は、それぞれ㉛及び㉜の金額を㉕の株式数で除した金額を記載します。

(注) ㉙及び㉚の金額が負数のときは、0とします。

- (8) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「㉑」欄は、「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の㉑欄の金額を記載します。

#### 4 「3. 類似業種比準価額の計算」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。

この場合において、評価会社の事業が該当する業種目は直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定した業種目とします。

なお、直前期末以前1年間の取引金額に2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の業種目は、業種目別の割合が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とします。

イ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合

その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」

ロ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それ

らの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（イに該当する場合は除きます。）

その中分類の業種目

ハ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合

その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」

ニ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（ハに該当する場合は除きます。）

その大分類の業種目

ホ イからニのいずれにも該当しない場合

大分類の業種目の中の「その他の産業」

(注)

$$\text{業種目別の割合} = \frac{\text{業種目別の取引金額}}{\text{評価会社全体の取引金額}}$$

また、類似業種は、業種目の区分の状況に応じて、次によります。

業種目の区分の状況	類似業種
上記により判定した業種目が小分類に区分されている業種目の場合	小分類の業種目とその業種目の属する中分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が中分類に区分されている業種目の場合	中分類の業種目とその業種目の属する大分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が大分類に区分されている業種目の場合	大分類の業種目を記載します。

(2) 「類似業種の株価」及び「比準割合の計算」の各欄には、別に定める類似業種の株価A、1株（50円）当たりの年配当金額B、1株（50円）当たりの年利益金額C及び1株（50円）当たりの純資産価額Dの金額を記載します。

(3) 「比準割合の計算」欄の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。

(4) 「比準割合の計算」の「比準割合」欄の比準割合(㉑)及び(㉒)は、「1株（50円）当たりの年配当金額」、「1株（50円）当たりの年利益金額」及び「1株（50円）当たりの純資産価額」の各欄の要素別比準割合を基に、次の算式により計算した割合を記載します。

$$\text{比準割合} = \frac{\text{㉑}}{\text{B}} + \frac{\text{㉒}}{\text{C}} + \frac{\text{㉓}}{\text{D}}$$

(5) 「1株（50円）当たりの比準価額」欄は、評価会社が第1表の2の「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄により、中会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.6」、小会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.5」として計算した金額を記載します。

(6) 「1株当たりの比準価額」欄の(㉔)の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。

(7) 「比準価額の修正」の各欄は、次により記載します。

イ 「直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合」欄の(㉕)の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。

ロ 「直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合」欄の(㉖)の

金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

△ 「1株当たりの割当株式数」及び「1株当たりの割当株式数又は交付株式数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載します。

(注) (1)の類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号、並びに、(2)の類似業種の株価A、1株(50円)当たりの年配当金額B、1株(50円)当たりの年利益金額C及び1株(50円)当たりの純資産価額Dの金額については、該当年分の「令和〇年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」で御確認の上記入してください。

なお、当該通達については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】上で御覧いただけます。

### 第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1 この表は、「1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」の計算のほか、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社の判定に必要な「総資産価額」、「株式等の価額の合計額」及び「土地等の価額の合計額」の計算にも使用します。

2 「1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）」の各欄は、課税時期における評価会社の各資産及び各負債について、次により記載します。

(1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄には、課税時期における評価会社の各資産について、財産評価基本通達の定めにより評価した価額（以下「相続税評価額」といいます。）を次により記載します。

イ 課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」といいます。）がある場合には、当該土地等又は家屋等の相続税評価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額（ただし、その土地等又は家屋等の帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、その帳簿価額に相当する金額）によって評価した価額を記載します。この場合、その土地等又は家屋等は、他の土地等又は家屋等と「科目」欄を別にして、「課税時期前3年以内に取得した土地等」などと記載します。

ロ 取引相場のない株式、出資又は転換社債（財産評価基本通達197-5（（転換社債型新株予約権付社債の評価）の(3)のロに定めるものをいいます。）の価額を純資産価額（相続税評価額）で評価する場合には、評価差額に対する法人税額等相当額の控除を行わないで計算した金額を「相続税評価額」として記載します（なお、その株式などが株式等保有特定会社の株式などである場合において、納税義務者の選択により、「 $S_1 + S_2$ 」方式によって評価する場合の $S_2$ の金額の計算においても、評価差額に対する法人税額等相当額の控除は行わないで計算することになります。）。この場合、その株式などは、他の株式などと「科目」欄を別にして、「法人税額等相当額の控除不適用の株式」などと記載します。

ハ 評価の対象となる資産について、帳簿価額がないもの（例えば、借地権、営業権等）であっても相続税評価額が算出される場合には、その評価額を「相続税評価額」欄に記載し、「帳簿価額」欄には0と記載します。

ニ 評価の対象となる資産で帳簿価額のあるもの（例えば、借家権、営業権等）であっても、そ

の課税価格に算入すべき相続税評価額が算出されない場合には、「相続税評価額」欄に0と記載し、その帳簿価額を「帳簿価額」欄に記載します。

ホ 評価の対象とならないもの（例えば、財産性のない創立費、新株発行費等の繰延資産、繰延税金資産）については、記載しません。

ヘ 「株式等の価額の合計額」欄の④の金額は、評価会社が有している（又は有しているとみなされる）株式、出資及び新株予約権付社債（会社法第2条第22号に規定する新株予約権付社債をいいます。）（以下「株式等」といいます。）の相続税評価額の合計額を記載します。この場合、次のことに留意してください。

- (イ) 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらず、全ての株式等の相続税評価額を合計します。
- (ロ) 法人税法第12条（（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定により評価会社が信託財産を有するものとみなされる場合（ただし、評価会社が明らかに当該信託財産の収益の受益権のみを有している場合を除きます。））において、その信託財産に株式等が含まれているときには、評価会社が当該株式等を所有しているものとみなします。
- (ハ) 「出資」とは、「法人」に対する出資をいい、民法上の組合等に対する出資は含まれません。

ト 「土地等の価額の合計額」欄の⑤の金額は、上記のへに準じて評価会社が所有している（又は所有しているとみなされる）土地等の相続税評価額の合計額を記載します。

チ 「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄の⑥の金額は、各資産の中に、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「現物出資等受入れ資産」といいます。）がある場合に、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計額を記載します。ただし、その相続税評価額が、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を上回る場合には、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を記載します。

また、現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入れ資産」といいます。）である場合に、合併の時又は課税時期におけるその合併受入れ資産の相続税評価額が、合併受入れ資産に係る被合併会社の帳簿価額を上回る場合は、その帳簿価額を記載します。

(注) 「相続税評価額」の「合計」欄の①の金額に占める課税時期における現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計の割合が20%以下の場合には、「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄は、記載しません。

(2) 「資産の部」の「帳簿価額」欄には、「資産の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各資産についての課税時期における税務計算上の帳簿価額を記載します。

- (注) 1 固定資産に係る減価償却累計額、特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の金額がある場合には、それらの金額をそれぞれの引当金等に対応する資産の帳簿価額から控除した金額をその固定資産の帳簿価額とします。
- 2 営業権に含めて評価の対象となる特許権、漁業権等の資産の帳簿価額は、営業権の帳簿価額に含めて記載します。

(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿

簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金及びその他の引当金、準備金並びに繰延税金負債に相当する金額は、負債に該当しないものとします。

なお、次の金額は、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、課税時期において未払いとなっているものは負債として「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。

イ 未納公租公課、未払利息等の金額

ロ 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額

ハ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

ニ 課税時期の属する事業年度に係る法人税額（地方法人税額を含みます。）、消費税額（地方消費税額を含みます。）、事業税額（特別法人事業税額を含みます。）、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額

- (4) 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算は、上記(1)から(3)の説明のとおり課税時期における各資産及び各負債の金額によることとしていますが、評価会社が課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額が明確でない場合において、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しく増減がないため評価額の計算に影響が小さいと認められるときは、課税時期における各資産及び各負債の金額は、次により計算しても差し支えありません。このように計算した場合には、第2表の「2. 株式等保有特定会社」欄及び「3. 土地保有特定会社」欄の判定における総資産価額等についても、同様に取り扱われることとなりますので、これらの特定の評価会社の判定時期と純資産価額及び株式等保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期は同一となります。

イ 「相続税評価額」欄については、直前期末の資産及び負債の課税時期の相続税評価額

ロ 「帳簿価額」欄については、直前期末の資産及び負債の帳簿価額

- (注) 1 イ及びロの場合において、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、次の金額は、負債として取り扱うことに留意してください。

(1) 未納公租公課、未払利息等の金額

(2) 直前期末日以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、未払いとなっている金額

(3) 直前期末日後から課税時期までに確定した剰余金の配当等の金額

(4) 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

- 2 被相続人の死亡により評価会社が生命保険金を取得する場合には、その生命保険金請求権（未収保険金）の金額を「資産の部」の「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。

- 3 「2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算」欄の「帳簿価額による純資産価額」及び「評価差額に相当する金額」がマイナスとなる場合は、0と記載します。

- 4 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「課税時期現在の発行済株式数」欄は、課税時期における発行済株式の総数を記載しますが、評価会社が自己株式を有している場合には、その自己株式の数を控除した株式数を記載します。

(2) 「課税時期現在の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」欄及び「同族株主等の議決権割合（第1表の1の⑤の割合）が50%以下の場合」欄の各金額について、表示単位未満の端数を切り

捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

- ③ 「同族株主等の議決権割合（第1表の1の⑤の割合）が50%以下の場合」欄は、納税義務者が議決権割合（第1表の1の⑤の割合）50%以下の株主グループに属するときのみ記載します。

（注） 納税義務者が議決権割合50%以下の株主グループに属するかどうかの判定には、第1表の1の記載方法等の3の(5)に留意してください。

## 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

- 1 この表は、特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します（一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。）。
- 2 「1. 純資産価額方式等による価額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「1株当たりの価額の計算」欄の④の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。
- (2) 「株式の価額の修正」の各欄は、次により記載します。
- イ 「課税時期において配当期待権の発生している場合」欄の⑨及び「課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合」欄の⑩の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。
- ロ 「1株当たりの割当株式数」及び「1株当たりの割当株式数又は交付株式数」は、第3表の記載方法等の2の(2)のロに準じて記載します。
- 3 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。
- (1) 「1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等」の「1株当たりの資本金等の額」欄の⑮の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。
- (2) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、第4表の記載方法等の3の(1)に準じて記載します。
- (3) 「配当還元価額」の各欄は、次により記載します。
- イ ⑰の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（直前期末基準）により記載します。
- ロ ⑱の金額の記載に当たっては、純資産価額方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合には、「1. 純資産価額方式等による価額」欄の計算を省略しても差し支えありません。
- 4 「3. 株式に関する権利の価額」欄の⑳及び㉑の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。
- 5 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」の各欄は、第3表の記載方法等の5に準じて記載します。

## 第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

- 1 この表は、評価会社が株式等保有特定会社である場合において、その株式の価額を「 $S_1 + S_2$ 」方式によって評価するときにおいて、「 $S_1$ 」における類似業種比準価額の修正計算を行うために使用します。
- 2 「1.  $S_1$ の金額（類似業種比準価額の修正計算）」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「受取配当金等收受割合の計算」の各欄は、次により記載します。
- イ 「受取配当金等の額」欄は、直前期及び直前々期の各事業年度における評価会社の受取配当金等の額（法人から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除きます。）、利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）及び新株予約権付社債に係る利息の額をいいます。）の総額を、それぞれの各欄に記載し、その合計額を「合計」欄に記載します。
- ロ 「営業利益の金額」欄は、イと同様に、各事業年度における評価会社の営業利益の金額（営業利益の金額に受取配当金等の額が含まれている場合には、受取配当金等の額を控除した金額）について記載します。
- ハ 「① 直前期」及び「② 直前々期」の各欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、第4表の記載方法等の3の(1)のハに準じて記載します。
- ニ 「受取配当金等收受割合」欄は、小数点以下3位未満の端数を切り捨てて記載します。
- (2) 「直前期末の株式等の帳簿価額の合計額」欄の⑩の金額は、直前期末における株式等の税務計算上の帳簿価額の合計額を記載します（第5表を直前期末における各資産に基づいて作成しているときは、第5表の⑨の金額を記載します。）。
- (3) 「1株（50円）当たりの比準価額の計算」欄、「1株当たりの比準価額」欄及び「比準価額の修正」欄は、第4表の記載方法等の4に準じて記載します。

## 第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

- 1 この表は、評価会社が株式等保有特定会社である場合において、その株式の価額を「 $S_1 + S_2$ 」方式によって評価するときの $S_1$ における純資産価額の修正計算及び1株当たりの $S_1$ の金額の計算並びに $S_2$ の金額の計算を行うために使用します。
- 2 「1.  $S_1$ の金額（続）」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「純資産価額（相続税評価額）の修正計算」の「課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」欄の⑪の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。
- (2) 「1株当たりの $S_1$ の金額の計算」欄の⑭、⑯及び⑰の各金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。
- 3 「2.  $S_2$ の金額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「課税時期現在の株式等の価額の合計額」欄の⑱の金額は、課税時期における株式等の相続税評価額を記載しますが、第5表の記載方法等の2の(1)のロに留意するほか、同表の記載方法等の2の(4)により株式等保有特定会社の判定時期と純資産価額の計算時期が直前期末における決算に基づい

で行われている場合には、 $S_2$ の計算時期も同一とすることに留意してください。

(2) 「株式等に係る評価差額に相当する金額」欄の⑳の金額は、株式等の相続税評価額と帳簿価額の差額に相当する金額を記載しますが、その金額が負数のときは、0と記載することに留意してください。

(3) 「 $S_2$ の金額」欄の㉔の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

4 「3. 株式等保有特定会社の株式の価額」欄の㉒の金額について、表示単位未満の端数を切り捨てることにより0となる場合は、分数等（課税時期基準）により記載します。

[付 表] 同族関係者の範囲等

項 目		内 容
同族株主等の判定	同族関係者	<p>1 個人たる同族関係者（法人税法施行令第4条第1項）</p> <p>(1) 株主等の親族（親族とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）</p> <p>(2) 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>(3) 個人である株主等の使用人</p> <p>(4) 上記に掲げる者以外の者で個人である株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの</p> <p>(5) 上記(2)、(3)及び(4)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>2 法人たる同族関係者（法人税法施行令第4条第2項～第4項、第6項）</p> <p>(1) 株主等の1人が他の会社（同族会社かどうかを判定しようとする会社以外の会社。以下同じ。）を支配している場合における当該他の会社 ただし、同族関係会社であるかどうかの判定の基準となる株主等が個人の場合は、その者及び上記1の同族関係者が他の会社を支配している場合における当該他の会社（以下、(2)及び(3)において同じ。）。</p> <p>(2) 株主等の1人及びこれと特殊の関係のある(1)の会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社</p> <p>(3) 株主等の1人並びにこれと特殊の関係のある(1)及び(2)の会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社</p> <p>(注) 1 上記(1)から(3)に規定する「他の会社を支配している場合」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>イ 他の会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の50%超の数又は金額の株式又は出資を有する場合</p> <p>ロ 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等有する当該議決権の数を除く。）の50%超の数を有する場合</p> <p>① 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権</p> <p>② 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権</p> <p>③ 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権</p> <p>④ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権</p> <p>ハ 他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合</p> <p>2 個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、他の会社を支配しているかどうかを判定する。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の場合に、同一の個人又は法人の同族関係者である2以上の会社が判定しようとする会社の株主等（社員を含む。）である場合には、その同族関係者である2以上の会社は、相互に同族関係者であるものとみなされる。</p>

項 目		内 容
少数株式所有者の評価方法の判定	役員	<p>社長、理事長のほか、次に掲げる者（法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号、第4号）</p> <p>(1) 代表取締役、代表執行役、代表理事</p> <p>(2) 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員</p> <p>(3) 取締役（指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。）、会計参与及び監査役並びに監事</p>
	中心的な同族株主	<p>同族株主のいる会社の株主で、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。）の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主</p>
	中心的な株主	<p>同族株主のいない会社の株主で、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主</p>